

平成26年度第4回 大和市子ども・子育て会議支援事業計画策定部会会議録

日 時：平成26年8月19日（火）
午後2時3分～午後4時2分
場 所：大和市保健福祉センター
5階501会議室
欠席者：清水委員
傍聴者：なし

1 開会

2 職務代理あいさつ

皆様こんにちは。今日は清水部会長の代わりでこの席に座らせていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定について

職務代理：本日の議事(1)子ども・子育て支援事業計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：幼児期の教育・保育における確保の内容について、資料1-1、資料1-2により説明。

職務代理：ただいまの説明についてご意見等ありましたらお願いいたします。

委員：なし。

職務代理：それでは、議事(1)の続きについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：地域子ども・子育て支援事業における確保の内容について、資料2により説明。

職務代理：ただいまの説明におきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員：放課後児童クラブの量の見込み推計について、校区ごとのデータが非常に重要だと感じるので、校区ごと算出しているBの方法が望ましい。ファミリー・サポート・センター事業をやっているが、地域差がある。特に北部は3年生でも入れない状況で、学校ごとに確認が必要と感じる。4年生から6年生まで対象を広げるといことで、現状でも入れない状況なのに、どのように全員を入れていくか。放課後子ども教室もセットで考えなくてはならないと思うが、ここで確保できない子どもたちをどうしていくのか。6年生まで入れるということはよいが、高学年は行きたがらない。子ども教室の開催は週に2回でよいのだろうか、もう少し増やせないのか。

事務局：ご指摘のとおり、参考資料の学校別の結果をご覧くださいと、北部の学校

のニーズは増えていき、南部の学校ではニーズが少なくなってきました。一方、放課後の在り方ですが、確保の考え方にもあるように、放課後児童クラブの利用状況や利用希望をふまえ、放課後児童を対象とした事業である放課後子ども教室は週3日各学校で行っており、教育委員会で「放課後寺子屋やまと」ということもやっています。放課後の子どもたちが安全で安心、かつ親が安心して就労できる環境をどのように作り、ニーズをまかない、事業をどのように連携していくか、大和市としてどのような放課後の在り方があるのかを皆様に議論いただき、今後の子どもたちの居場所を確保していきたいと考えております。子ども教室を週3日から5日に拡充する事や、高学年で学童に来たがらない子どもの事についても皆さんで議論をいただき、単に子どもたちの居場所を確保するのではなく、大和市としてどういう在り方がよいのか方向性を確認して、子どもたちの居場所がなくならないように、親が安心して就労できる環境を議論していきたいと思っております。明確な答えではないのですが、同じ考えですので今後もよろしくお願いたします。

職務代理 : 他にご意見はありますか。

事務局 : 地域子ども・子育て支援事業は事業によって性格が違います。一時預かりの事業については、預かりの施設が必要になり、保育所や幼稚園の施設を使って行うことが考えられます。一時預かりのためだけの施設を作るとは、運営上厳しいため現行施設を最大限利用することになります。量の推計も利用率ではなく、現状の利用の伸び率でどこまで対応できるかという考え方になります。一方、乳幼児家庭全戸訪問事業などについては、全部行うという発想ですので、また違うものが出てきます。放課後児童健全育成事業は、今回のニーズ調査に似たような形で、かつ学区を細かく分けたものになります。また病児・病後児保育事業については、全体会議の中でも南部にできないかというお話がありましたが、現状病児・病後児保育事業を実施している2施設のうち、1施設が全て利用されていない状況で、さらにもう一つというのは難しいところがあります。予算の制約を考えると地域子ども・子育て支援事業というのは、それぞれの事業にあった特性をもとに将来推計をせざるを得ないと考えております。

職務代理 : 他にご意見がありましたらお願いします。

委員 : なし。

(2) その他

職務代理 : (2) その他について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 「子ども・子育て支援新制度」及び子ども・子育て支援事業計画(案)説明会について資料3により説明。

職務代理 : 何かご質問ございますか。

委員 : 保育料は決まっていないということだが、1号認定の国の基準イメージを

見ると、現在の幼稚園の保育料から大幅に下がると考えてよいのか。

事務局 : 保育料の上限は 25,700 円ですが、現在大和市の平均保育料は 25,700 円と同額です。保護者は、25,700 円を一度全額幼稚園に支払い、幼稚園が就園奨励費を申請して、市は 9,600 円を幼稚園に支払い、幼稚園は 9,600 円を保護者に返します。この差が 16,100 円となります。資料の表では 25,700 円から就園奨励費を引いた金額が書いてあります。今は、後から返ってくるのですが、新制度では最初から引いた金額を支払うと考えています。ですからこれは実質の負担額です。大和市の場合は、国の平均保育料と同額であるので、平均値でみれば今とほとんど変わらないこととなります。ここで大きな問題があり、就園奨励費は幼稚園の個人に対する補助金になっています。保育料の第 3 階層は 16,100 円を負担することになっています。ところが今はそれより低い金額です。幼稚園は義務教育ではなく、自分の意思で行くことになっていますが、保護者の所得によっては支援をしています。一方、保育所は、生活のために保護者が働く必要があり、働いている間の子どもの面倒を見て、子どもの安全を確保するという発想から保育行政が始まっており、両者の成り立ちが異なります。学校教育法で個人の自由意思によって行く幼稚園と、子どもの安全のための福祉行政として始まった保育所では、考え方の視点が当然変わってきます。福祉行政という視点からは、低所得者に対して厚く支援しようという考えになっています。また新制度では、保育標準時間と保育短時間と 2 つに分けられますが、現在は保育標準時間だけです。今の基準と新制度をまったく同額で示したのですが、大和市では、現行国が示している基準から、概ね 30%の減額をしています。これは平均での減額で、所得階層によっては 50%以上の減額をしています。1号認定の階層の利用者負担 16,100 円というのと、2号認定の階層 16,500 円というのでは、1号認定では就園奨励費を除いた額ですが、2号認定では国の基準の保育料 16,500 円を更に減額しているので、比較すると同じ階層で預かり時間の短い幼稚園の方が、預かり時間の長い保育所より高くなっています。所得階層ごとに保育料が設定されており、保育所は元々の単価が高いので、階層が上がるとその差は逆転して、預かり時間の短い幼稚園の方が安くなりますが、所得階層によっては市で支援している関係で、預かり時間の短い幼稚園が、長い保育所よりも保育料が高いという逆転が生じます。新制度においてそこをどうするかが大きな検討課題となります。

職務代理 : その他にいかがでしょうか。

委員 : なし。

職務代理 : それでは、その他の続きについて事務局から説明をお願いします。

事務局 : 次回の会議日程について説明を行う。

- ・ 第 5 回支援事業計画策定部会は、9 月 9 日 (火) 14:00 から
保健福祉センター 501 会議室で開催予定

- 職務代理 : 全体を通して、ご意見やご質問等はございますか。
- 委員 : 幼稚園と保育所の関係について市民感情があると思う。若いお母さんたちが幼稚園に行かせる感覚が、教育の一環という捉え方というのが意外と薄いように思う。幼稚園と保育所との違いを丁寧に説明しないと、保育料の点で理解が得られないと思う。元々の成り立ちが違うことも、市民の認知は低いと思う。十分丁寧に説明をしないとご理解いただけないのではと感じた。
- 事務局 : 元々成り立ちが違っているのですが、お母さん方が園を選ぶときに何を基準にするかということ、保育料で考える方もいらっしゃいますが、人気のある園は、充実した教育内容等で選ばれています。新制度では、最高で25,700円ということで、ある階層以上からは保育料そのものより教育内容等に重きが置かれると考えられます。現在は幼稚園に行くことが当たり前になっているので、幼稚園が義務教育ではなく、行くのも行かないのも選択の自由があることが見過ごされているようです。保育料を下げる必要はないということであれば、その説明を充分にしていく必要はあると思います。
- 委員 : 幼稚園は選択といっても、世間の感覚としては、その年齢になったから行くという感覚の方が圧倒的に多いと思う。そのあたりを踏まえてご理解をいただけるようにしなければならない。
- 委員 : 何のための制度か疑問に感じる。幼稚園だから、保育所だからというのはなく、全体でみていこうということではないか。幼稚園は義務教育でないとするとそうだが、新制度に向けて変わる意味は何か。
- 事務局 : 昔から幼保一体化が懸案事項で何とかしようということでした。今回の制度改正の中でも、給付は内閣府に1本化するが、認可については、幼稚園は文部科学省に、保育所は厚生労働省に残り、給付と認可を異なる省庁が行う制度になりました。神奈川県下で新制度に移行する幼稚園は全体の2割程度で、8割程度は現行制度に残ると言っています。国は幼稚園を対象にした説明の中で、新制度に移行できるよう十分な給付を行うと示していましたが、実際に給付額が明らかになると消費税の税収が十分入らないこともあり、十分な財政手当ができていません。幼稚園によっては、今の制度に残った方が、給付額が多い状態が生じており、そのために移行希望が2割程度にとどまり、このような状況の中で新制度をスタートしていくという背景があります。年度が変わると状況が変わるとは思いますが、来年度の保育料をどうしたらよいかという事が大きな課題になっています。
- 委員 : 一時預かりの数字をみて、子どもが減るといいながらも見込みの数字が大きく出ていると思うが、需要も多いと感じる。各認可保育所ではあまり積極的に取り組まれておらず、定員にたまたま空きがある時に一時保育をやっているというのが現状という話を聞いている。一時保育単体での運営が非常に厳しいと聞きながら、需要に見合う提供体制がまかなえるのかと危惧している。

- 事務局 : 一時保育は保育所と違い、待機児童をカウントする方法が今のところありません。計画の進捗状況等、その時々でニーズ調査を再度行うなどして、定期的に計画の見直しを行いたいと思っています。
- 職務代理 : 放課後児童クラブの定員が6年生までになるのはいつからか。
- 事務局 : 児童福祉法の改正は平成27年4月からになります。これは児童クラブに預ける対象が6年生までになったということで、全員の入会を義務付けているものではありません。都心部では学校やクラスが余っており、田舎では更に如実な状況です。逆に、ベッドタウンは子どもの人数が増えているという状況があります。地域に応じて受け皿がどれだけあるか不明なので、皆さんで議論していただく計画の中で、どのように受け皿を作っていくのか、量をどのように調整するのかを検討していただくという考え方で
- 委員 : 夏休み中に4、5年生で家に一人でいる子どもがたくさんいる。親御さんは児童クラブに行かせたいが、子どもが行きたくないというケースがあるようだが、何か問題があるのか。
- 事務局 : 高学年になると、自分の意思とテリトリー、活動範囲の広がりがみられません。夏休み前に低学年の入会希望が多く、夏休みが終わると辞めることが多く、4年生で定員に余裕が出るのでお知らせをして、親御さんとお子さんと相談してくださいとお願いしています。子どもは習い事や遊ぶ仲間など、自分の放課後のスタイルがあるので、親に言われたからと言っても、高学年の参加者が少ない児童クラブで、1、2年生と過ごす事がストレスになるようです。児童クラブの参加状況は、半分以上が1年生、4分の1が2年生と3年生となっています。子どもの自我が芽生えてきて参加しなくなり、親御さんもお子さんに、何か勉強以外にスポーツクラブなどやらせたいことができると、曜日によって児童クラブではなく、そちらの方でということもあるようです。
- 職務代理 : その他に何かございますか。
- 委員 : なし。
- 職務代理 : それでは、これを持ちまして、第4回支援事業計画策定部会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

以上